

知床世界自然遺産地域 管理計画の見直し構成（案）

構成（案）	現行管理計画の対応箇所
1. はじめに	
・登録の経緯、遺産地域をよりよい形で後世に引き継いでいくことを記載	1. はじめに
2. 管理計画の基本的事項	
(1) 管理計画の目的 ・遺産地域を適正かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにすることを目的として策定することを記載	2. 目的
(2) 管理計画の対象範囲 ・遺産地域とするが、エゾシカ及びヒグマの管理に当たっては遺産地域の顕著な普遍的価値の維持に資する周辺地域を含むことを記載 ・周辺地域では、必要に応じて OECM 等も活用しながら遺産地域の価値の保全に寄与していくことを記載	(記載なし)
(3) 管理計画の期間 ・概ね 10 年程度とすることを記載	(記載なし)
(4) 管理計画の見直し ・長期モニタリング計画に基づく中間評価（長期モニタリング計画に基づく 5 年間のモニタリング結果をもとに実施）及び総合評価（長期モニタリング計画に基づく 10 年間のモニタリング結果をもとに実施）の結果を踏まえ、管理計画の目標の達成状況等を評価し、必要に応じて見直しを行うことを記載 ・管理計画は科学委員会からの助言を得つつ、地域連絡会議において検討することを記載	6 (1). 計画の実施等
3. 遺産地域の概要	
(1) 位置等 ・遺産地域の位置等を記載	3 (1). 位置等
(2) 総説 ・遺産地域の概要を簡潔に記載	3 (2). 総説
(3) 自然環境 ・遺産地域の自然環境の概要を簡潔に記載	3 (3). 自然環境
(4) 社会環境 ・遺産地域の社会環境の概要を簡潔に記載	3 (4). 社会環境
4. 知床世界自然遺産の価値と現状	
・知床の世界自然遺産としての価値について記載 ・第 1 期長期モニタリング計画に基づき実施した総合評価の結果に基づき、知床の世界自然遺産の現状及び課題について記載（ユネスコからの指摘への対応についても触れる）	4 (1). 管理の目標 ※価値の記載はあるが、現状及び課題の記載はなし

5. 管理の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産として登録された知床の生態系及び生物多様性を後世に引き継いでいくため、遺産管理に関する目標として、「保全状態に関する目標」と「管理の実施状況及び対策による効果に関する目標」をそれぞれ設定することを記載 ・各目標は長期モニタリング計画と整合する形で設定し、各目標の達成状況は、長期モニタリングに基づく総合評価等において評価することを記載 <p>【管理の目標】</p> <p>(1) 保全状態に関する目標</p> <p>A 遺産登録時の状態と比較し、知床における特異な生態系の生産性が維持されている。</p> <p>B 遺産登録時の状態と比較し、海洋生態系と陸上生態系の相互関係が維持されている。</p> <p>C 遺産登録時もしくはそれ以前の状態と比較し、遺産登録時の生物多様性が維持されている。</p> <p>(2) 管理に関する目標</p> <p>D 遺産地域における気候変動の兆候及び遺産としての価値に対する気候変動の影響もしくは影響の予兆をモニタリングし、適応策等の対策を講じていく。</p> <p>E 観光などの人による利用と自然環境の保全の両立を図る。また、人の利用による環境影響を可能な限り低減するための管理努力を行う。</p> <p>F ユネスコ世界遺産センター及び IUCN による現地調査に基づく勧告へ適切に対応する。</p> <p>G 遺産地域内海域における海洋生態系の保全と持続可能な水産資源利用による安定的な漁業の両立を図る。</p> <p>H 河川工作物により影響が低減される等により、サケ科魚類の再生産が可能な河川生態系が維持・回復する。</p> <p>I エゾシカの高密度状態によって発生する遺産地域の生態系への過度な影響を低減する。</p> <p>J 住民の生活や産業を守り、利用者の安全と良質な自然体験の場を確保しながら、ヒグマの生態及び個体群を維持する。</p>	4 (1). 管理の目標
6. 管理の基本方針	
6-1 地域区分による管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・遺産地域の管理は、大きく A 地区及び B 地区に区分して行うこと及び各地区の範囲及び管理における基本的な考え方について記載 	4 (2). 管理に当たっての視点
6-2 管理の基本方針	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 保護制度等の適切な運用 ・保護制度及び関連計画、既存のルール等の概要及びそれらに基づき管理を行 	3 (5). 遺産地域の保護制度等

<p>うことを記載</p> <p>※既存の保護制度及び計画体系、関連計画、既存のルール・申し合わせ等を 一覧整理したものを追記（→別添）</p>	<p>5（1）ウ．自然景観の保全</p>
<p>（2）野生動植物の保全管理</p> <p>・原則として自然状態における遷移に委ねることを基本とし、特定の生物や人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼしている場合には、これらの影響を回避・低減するための管理措置を講ずることを記載</p>	<p>5（1）ア．基本的な考え方</p>
<p>①エゾシカ</p> <p>・「知床半島エゾシカ管理計画」に基づき、エゾシカの管理を行うことを記載</p> <p>・「知床半島エゾシカ管理計画」におけるエゾシカ管理の基本方針、管理方針及び管理目標等を抜粋し、記載</p>	<p>5（1）イ（イ）e（a）． エゾシカ</p>
<p>②ヒグマ</p> <p>・「知床半島ヒグマ管理計画」に基づき、ヒグマの管理を行うことを記載</p> <p>・「知床半島ヒグマ管理計画」におけるヒグマ管理の基本的な考え方、中長期目標及び第2期知床半島ヒグマ管理計画（2022年度～2028年度）の目標等を抜粋し、記載</p> <p>・ヒグマは、遺産価値である陸域生態系と海域生態系のつながりに寄与する重要な種であることを記載</p>	<p>5（1）イ（イ）e（b）． ヒグマ</p>
<p>③シマフクロウ</p> <p>・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づき、保護を図っていくことを記載</p> <p>・遺産地域がシマフクロウの保護上、極めて重要な生息地となっており、生息環境の保護を図っていくことを記載</p> <p>・シマフクロウの個体群の規模及び分布の拡大を図るとともに、個体群間の交流を確保し、本種が自然状態で安定的に存続できるような状態になることを目標として、関係行政機関は専門家等と連携・協力のもとに種の保存法の保護増殖事業計画に基づき、保護増殖事業及び関連する取組を進めていくことを記載</p>	<p>5（1）イ（イ）e（c）． シマフクロウ</p>
<p>④オジロワシ・オオワシ</p> <p>・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法に基づき、保護を図っていくことを記載</p> <p>・遺産地域は越冬期のオジロワシ・オオワシが常時利用する、道内で最も重要な環境となっていること、オジロワシが高い密度で営巣・繁殖する重要な場所として保全を図っていくことを記載</p> <p>・オジロワシ・オオワシの生息状況及び生息環境を把握し、生息を圧迫する要因の軽減、除去等を行うことにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標として、関係行政機関は専門家等と連携・協力のもとに種の保存法の保護増殖事業計画に基づき、保護増殖事業及び関連する取組を進めていくことを記載</p>	<p>5（1）イ（イ）e（d）． オオワシ・オジロワシ</p>

<p>(3) 植生の保護等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として自然状態における遷移に委ねることを基本とし、特定の生物や人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼしている場合には、これらの影響を回避・低減するための管理措置を講ずることを記載 ・植物群落及び希少種の保護上重要な地域における調査研究・モニタリング及び対策、知床連山、知床沼周辺、知床岬等での人の踏みつけによる損傷状況の把握及び対策、希少種の保護のためのパトロールの実施、エゾシカの採食圧による自然植生への影響に関するモニタリング及び侵入防止柵の設置・管理等の対策、「しれとこ 100 平方メートル運動地」による森林回復に関する事業の推進等を記載 	<p>5 (1) ア. 基本的な考え方</p> <p>5 (1) イ (ア). 植物</p>
<p>(4) 外来種対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来種については、遺産地域への侵入防止、侵入の早期発見と対応、定着した外来種の駆除・制御といった段階に応じた対策を進めることを記載 	<p>5 (1) エ. 外来種への対応</p>
<p>(5) 海域の保全管理と一次産業との両立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画」に基づき、管理を行っていくことを記載 ・「知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画」における海域の保全管理に係る目標・管理方針等を抜粋し、記載 	<p>5 (2). 海域の保全</p> <p>4 (2) オ. 一次産業との両立</p>
<p>(6) 海域と陸域の相互関係の保全</p> <p>①河川環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知床世界自然遺産地域科学委員会河川 AP におけるサケ科魚類の遡上に及ぼす影響と防災面についての検討結果を踏まえ、改良が適当と判断された河川工作物については、各工作物を管理する行政機関が順次改良を実施し、改良後はその効果に関するモニタリング・調査を行い、サケ科魚類の遡上・産卵状況等の把握及び改良効果の検証を行うこと等を記載 ・河川環境に影響を及ぼす各種行為の実施に際しては、その施工方法や環境保全措置について検討を行い、河川に生息する生物に悪影響をおよぼさないよう十分配慮することを記載 	<p>5 (3) イ. 河川環境の保全</p>
<p>②サケ科魚類の利用と保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画」に基づき、サケ科魚類の持続的な利用と保全を推進することを記載 	<p>5 (1) ウ. サケ科魚類の利用と保全</p>
<p>(7) 陸域と海域の統合的管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸域と海域の連続性、健全性をモニタリングし、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査を実施して原因分析と環境回復に向けた対策を検討の上、所要の措置を講じるなど、陸域と海域の生態系の保全と管理を統合的に行うことを記載 	<p>4 (2) ウ. 陸域と海域の統合的管理</p>

<p>(8) 自然の適正な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用適正化基本計画」及び「利用の心得」等に基づき、利用の適正化を図っていくことを記載 ・「知床エコツーリズム戦略」等に基づき、エコツーリズムを推進していくことを記載 ※知床エコツーリズム戦略の将来目標、具体的方策等を抜粋し、記載 ・近年の新たな動向として、インバウンド利用への対応等について記載 	<p>4 (2) カ. レクリエーション利用と自然環境の保全の両立</p> <p>5 (4). 自然の適正な利用</p>
<p>(9) 長期モニタリング及び総合評価に基づく順応的管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期モニタリング計画に基づく長期モニタリング及び調査研究の実施について記載 ・長期モニタリング等の結果に基づく総合評価の実施について記載 ・長期モニタリング等の結果及び総合評価の結果に基づき、遺産地域の順応的管理を進めていくことについて記載 ・長期モニタリング計画に基づき、地域住民や観光利用者との連携の視点を記載 (アンケート調査、シャチ調査など) 	<p>4 (2) イ. 順応的管理</p> <p>5 (7). 調査研究・モニタリング</p>
<p>(10) 気候変動への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に伴う遺産価値への影響を最小化していくために、気候変動によるインパクトやリスクを洗い出し、科学的な知見に基づいた順応的管理戦略を策定することで必要な対策を講じていくことを記載 	<p>4 (2) キ. 広域的な視点による管理</p> <p>5 (8). 気候変動の影響への対応</p>
<p>(11) 地域との連携・協働による保安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体による豊かな地域づくり、遺産地域における脱炭素社会の構築に向けた取組を推進していくことを記載 ・関係機関、地元自治体の連携・協力のもと、地域住民や関係団体等の協力も得て、海岸漂着ゴミの除去に努めていくことを記載 	<p>6 (2). 地元自治体の取組 (脱炭素社会に関する記載はなし)</p> <p>5 (1) ウ. 自然景観の保全 (漂着ゴミ関連)</p>
<p>7. 管理の実施体制</p>	
<p>(1) 遺産地域の管理機関及び地元自治体の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び地元自治体の体制及び役割を記載 	<p>5 (5). 遺産地域の管理に係る関係行政機関及び地元自治体の体制</p>
<p>(2) 科学的助言に基づく順応的管理のための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学委員会及びWG/APの設置及び役割を記載 	<p>4 (2) イ. 順応的管理</p> <p>6 (1). 計画の実施等</p>
<p>(3) 関係者の連携のための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連絡会議の設置及び役割を記載 	<p>4 (2) ア. 地域との連携・協働</p> <p>6 (1). 計画の実施等</p>
<p>(4) 管理計画の実施状況の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度管理計画の実施状況を点検し、科学委員会及び地域連絡会議で報告することを記載 	<p>6 (1). 計画の実施等</p>
<p>(5) 年次報告書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書の作成について記載 	<p>5 (9). 年次報告書の作成</p>

(6) 情報の発信・共有と普及啓発等 ・遺産地域の情報の発信・共有や普及啓発等に関連する主要施設及びその役割を記載 ・知床データセンターによる情報共有について記載 ・国際機関や他の保護地域の関係者等との情報共有について記載 ・地域住民への情報共有、普及啓発について記載	5(6). 保全・管理事業の実施 5(7). 調査研究・モニタリング 5(10). 情報の共有と普及啓発
8. おわりに	
・関係機関・関係者の連携・協力のもとに遺産管理を進めていくこと等を記載	7. おわりに

※改正構成（案）において、現行計画での記載が含まれていない項目は、「6（3）資金」となる。

※全体を通じて情報を更新するとともに、年号の表記を「西暦（和暦）」に統一する。

【別添】 主な保護制度及び関連計画等について

遺産価値の管理を担保する主な保護制度

主な保護制度	知床に係る対象	知床の管理に関する主な法定計画
自然公園法	知床国立公園	知床国立公園公園計画 知床国立公園管理計画◆(①) 知床国立公園知床生態系維持回復事業計画 知床五湖利用調整地区利用適正化計画◆
自然環境保全法	遠音別岳自然環境保全地域	遠音別岳自然環境保全地域保全計画
国有林野の管理経営に関する法律・国有林野管理経営規程	森林生態系保護地域	知床森林生態系保護地域管理計画
森林法	保安林	—
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	知床鳥獣保護区	国指定知床鳥獣保護区計画 同 知床特別保護地区計画 同 知床特別保護指定区域計画
	遺産地域全域を含む	第二種特定鳥獣管理計画 ・北海道エゾシカ管理計画(②) ・北海道ヒグマ管理計画(③) 北海道指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	遺産地域全域を含む	斜里町鳥獣被害防止計画 羅臼町鳥獣被害防止計画 標津町鳥獣被害防止計画
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)	国内希少野生動植物種	シマフクロウ保護増殖事業計画 オオワシ保護増殖事業計画 オジロワシ保護増殖事業計画
文化財保護法	天然記念物	—
エコツアー推進法	遺産地域全域を含む	—
北海道知床世界自然遺産条例	遺産地域全域	—

注) ◆：法定計画ではないが、法制度に基づいて策定された計画



担保

遺産価値の適正な保全・管理のための計画等

